

平成15年度

東京都市計画都市高速鉄道事業認可

(9号線 小田急小田原線)

東京都

関東地方整備局起案文書

保存期間 30年 (10年) 5年・3年・1年・1年未満

起案番号	国関詳管認東 第 21 号	起案	16 年 2 月 2 日	秘密区分	
		決裁	16 年 2 月 18 日	区分	期間
起案者	計画管理課 岩佐	施行	16 年 3 月 18 日	極秘	年月日から
電話	内線 6132	発送	16 年 3 月 18 日	秘	年月日まで

件名


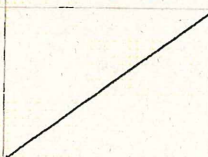
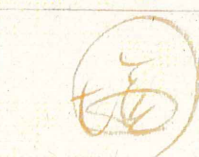


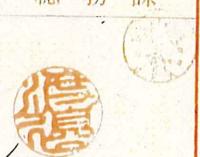
東京都

東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について  
(小田急小田原線)



上記のことについて




案 1 により街路課長あて協議し、支障ない旨回答あれば  
案 2 により申請者あて認可し、  
案 3 により東京都知事・関係区長あて通知し、  
案 4 により官報告示




してよろしいか伺う。  
する。

局長	副局長	副局長	総務部長	総務課長	総務課
					

主務部等



建政部長  都市調整官 

計画管理課長  建設専門官  計画調整第一係長 

都市整備課長  課長補佐  街路係長 

合議部等

摘要

案の1 案の2-3-4  
2/18  3/18 

3/23 官示

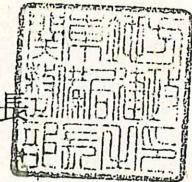
官報掲載済  
関東地方整備局  
告示第 76 号  
平成16年 3 月 23 日

押印照合

国関整計管認東第21号  
平成16年2月18日

都市・地域整備局  
街路課長殿

関東地方整備局  
建政部長



東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（協議）

標記について、認可に係る申請があり、審査したところ適正と認められる

ので事前協議します。

六  
国 都 街 第 1 1 1 号  
平 成 1 6 年 3 月 1 7 日

関 東 地 方 整 備 局 建 政 部 長 殿

都 市 ・ 地 域 整 備 局 街 路 課 長



東 京 都 市 計 画 都 市 高 速 鉄 道 事 業 ( 第 9 号 線 ) の 事 業 認 可 に つ い て

平 成 1 6 年 2 月 1 8 日 付 け 国 関 整 計 管 認 東 第 2 1 号 を も っ て 協 議 の あ っ  
た 標 記 の こ と に つ い て は 、 異 存 無 い 。



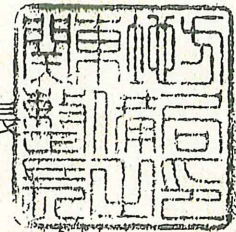
国関整計管認東第21号の2

東京都  
上記代表者  
東京都知事

平成16年2月2日付け15建道建計第267号で申請の  
あった東京都市計画都市高速鉄道事業については、都市計画法  
第59条第2項の規定により、認可します。

平成16年3月18日

国土交通省 関東地方整備局長

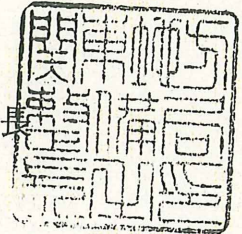




国関整計管認東第21号の3  
平成16年3月18日

東京都知事 殿

国土交通省  
関東地方整備局長



東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（通知）

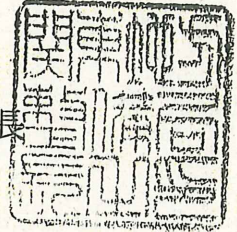
標記については、平成16年3月18日付け国関整計管認東第21号の2を  
もって認可したので、都市計画法第62条第1項の規定に基づき、図書の  
写しを送付します。



国関整計管認東第21号の3  
平成16年3月18日

世田谷区長 殿

国土交通省  
関東地方整備局長



東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（通知）

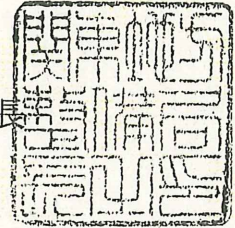
標記については、平成16年3月18日付け国関整計管認東第21号の2を  
もって認可したので、都市計画法第62条第1項の規定に基づき、図書の  
写しを送付します。



国関整計管認東第21号の3  
平成16年3月18日

渋谷区長殿

国土交通省  
関東地方整備局長



東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（通知）

標記については、平成16年3月18日付け国関整計管認東第21号の2を  
もって認可したので、都市計画法第62条第1項の規定に基づき、図書の  
写しを送付します。



案の1

国関整計管認東第21号  
平成16年 月 日

都市・地域整備局 様  
街路課長 殿

関東地方整備局  
建政部長

東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（協議）

標記について、認可に係る申請があり、審査したところ適正と認められる

ので事前協議します。

案の2

国関整計管認東第21号の2

東京都  
上記代表者  
東京都知事

平成16年<sup>2</sup>~~7~~月 2日付け15建道建計第267号で申請の

あった東京都市計画都市高速鉄道事業については、都市計画法

第59条第2項の規定により、認可します。

平成16年 月 日

国土交通省 関東地方整備局長

案の3

国関整計管認東第21号の3  
平成16年 月 日

東京都知事



殿  
規


国土交通省  
関東地方整備局長

東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（通知）

標記については、平成16年 月 日付け国関整計管認東第21号の2を  
もって認可したので、都市計画法第62条第1項の規定に基づき、図書の  
写しを送付します。

案の3

国関整計管認東第21号の3  
平成16年 月 日

世田谷区長  殿

国土交通省  
関東地方整備局長

東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（通知）

標記については、平成16年 月 日付け国関整計管認東第21号の2を  
もって認可したので、都市計画法第62条第1項の規定に基づき、図書の  
写しを送付します。

案の3

国関整計管認東第21号の3  
平成16年 月 日

渋谷区長 殿  
あこ  
あ

国土交通省  
関東地方整備局長

東京都市計画都市高速鉄道事業の認可について（通知）

標記については、平成16年 月 日付け国関整計管認東第21号の2を  
もって認可したので、都市計画法第62条第1項の規定に基づき、図書の  
写しを送付します。

○ 関東地方整備局告示第 号

九 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 、 都 市 計 画 事 業 の 認 可 を  
し た の で 、 同 法 第 六 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、  
次 の と お り 告 示 す る 。

平 成 十 六 年 三 月 二 十 三 日

一 施 行 者 の 名 称 東 京 都 東 京 都 東 京 都 東 京 都  
関 東 地 方 整 備 局 長 渡 辺 和 足

二 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称 東 京 都 市 計 画

三 事 業 施 行 期 間 自 平 成 十 六 年 三 月 一 日 至 平

四 事 業 地 収 用 の 部 分 東 京 都 世 田 谷 区 代 田 二

丁 目 代 田 三 丁 目 代 田 四 丁 目 代 田 五 丁 目

代 沢 五 丁 目 北 沢 一 丁 目 北 沢 二 丁 目 及 び 北 沢

三 丁 目 並 び に 渋 谷 区 大 山 町 及 び 上 原 三 丁 目 各 地

内

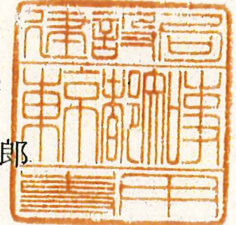


15 建道建計第 267 号  
平成 16 年 2 月 2 日

都市計画事業認可申請書

国土交通省 関東地方整備局長  
渡辺 和足 殿

申請者 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都  
代表者 東京都知事 石原 慎太郎



都市計画法第 59 条第 2 項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

東京都

2. 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画都市高速鉄道事業第 9 号線

3. 事業計画

イ 事業地

・ 収用の部分

東京都世田谷区代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目、代沢五丁目、北沢一丁目、北沢二丁目及び北沢三丁目並びに渋谷区大山町及び上原三丁目各地内

・ 使用の部分

なし

ロ 設計の概要

起 点 東京都世田谷区代田三丁目

終 点 東京都渋谷区上原三丁目

延 長 2, 046 m

幅 員 \_\_\_\_\_ m

その他 別添設計の概要を表示する図書のとおり。

ハ 事業施行期間

自 平成 年 月 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

事業施行年月日は官報登載の日とする。





添 付 図 書

1 事業地を表示する図面

イ 位置図 (事業平面図)	縮尺	2, 500分の1	1葉
ロ 平面図 (事業地表示図)	縮尺	500分の1	2葉

2 設計の概要を表示する図面

イ 平面図 (設計概要図)	縮尺	500分の1	2葉
ロ 標準断面図	縮尺	200分の1	

(平面図中に図示)

3 資金計画書

イ 資金計画書

(単位：百万円)

収 入		支 出	
国庫支出金	29,778	用地費	0
一般財源	31,773	工事費	60,596
鉄道負担	4,971	測量試験費	1,676
その他	0	付帯工事費	4,250
		事務費	0
計	66,522	計	66,522

ロ 年度別事業費内訳書

(単位：百万円)

年度区分	~15	16	17	18	19	20
用地費	0	0	0	0	0	0
工事費	0	200	4,228	4,832	6,644	7,248
測量試験費	758	100	57	65	90	98
付帯工事費	0	0	0	0	200	600
事務費	0	0	0	0	0	0
計	758	300	4,285	4,897	6,934	7,946

年度区分	21	22	23	24	25	計
用地費	0	0	0	0	0	0
工事費	8,455	8,455	7,851	6,644	6,040	60,596
測量試験費	115	115	106	90	82	1,676
付帯工事費	600	600	1,000	1,000	250	4,250
事務費	0	0	0	0	0	0
計	9,170	9,170	8,958	7,734	6,371	66,522

16年度以降の収支予算額は、予定額である。

4 その他

イ 都市施設の種類と名称

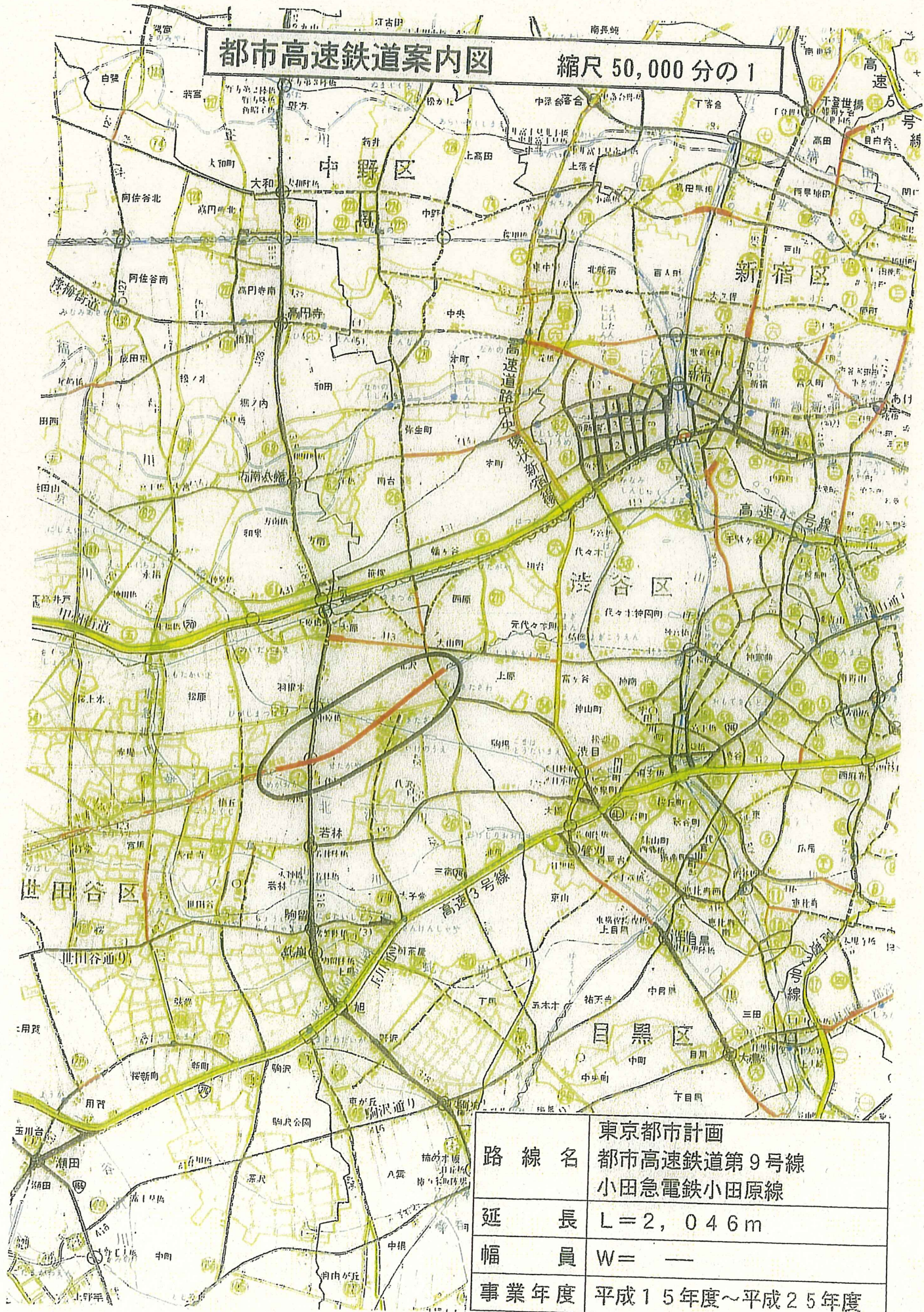
東京都市計画都市高速鉄道第9号線

ロ 申請の理由

本路線は、東京都市計画都市高速鉄道第9号線小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）の在来線部分について、連続立体交差事業を行うものであり、「都市における道路と鉄道との連続立体交差に関する協定」を準用し、東京都が施行するものである。

# 都市高速鉄道案内図

縮尺 50,000 分の 1



路線名	東京都市計画 都市高速鉄道第9号線 小田急電鉄小田原線
延長	L=2,046m
幅員	W= —
事業年度	平成15年度~平成25年度

